資料１－２

○八代市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月27日
告示第34号

（設置）

第1条　地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うため、本市に道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議を設置する。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　一般乗合旅客自動車運送事業　道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。

(2)　市町村運営有償運送　道路運送法施行規則第49条第1号に規定する市町村運営有償運送をいう。

(3)　一般乗合旅客自動車運送事業者　法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。

(4)　一般貸切旅客自動車運送事業者　法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。

(5)　一般乗用旅客自動車運送事業者　法第8条第4項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

（名称）

第3条　地域公共交通会議の名称は、八代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）とする。

（所掌事務）

第4条　交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項

(2)　市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3)　交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第5条　交通会議は、次に掲げる者を委員とする。

(1)　市長又は市長が職員のうちから指名するもの

(2)　次に掲げる者のうちから市長が委員に委嘱するもの

ア　本市において一定規模の旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者

イ　本市において一定規模の旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者を代表する者

ウ　本市において一定規模の旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
エ　アの事業者が属する一般乗合旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
オ　イの事業者が属する一般貸切旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
カ　ウの事業者が属する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
キ　住民を代表する者
ク　国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
ケ　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
コ　道路管理者の関係職員
サ　熊本県警察の関係職員
シ　学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者

（委員の任期）

第6条　前条第2号の規定により委嘱された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（会長等）

第7条　交通会議に会長を置き、第5条第1号に掲げる委員をもってこれに充てる。

2　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第8条　交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　交通会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

（協議結果の取扱い）

第9条　会長は、交通会議において協議が調った事項について、関係者に対しその結果を通知し、所要の措置を講ずることを求めるものとする。

（庶務）

第10条　交通会議の庶務は、企画戦略部企画政策課において処理する。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附　則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成23年3月30日告示第27号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。